

薬事情報センター事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 県は、県民の保健衛生の向上に寄与するため、医薬品等に関する薬事情報を提供する一般社団法人山梨県薬剤師会（以下「薬剤師会」という。）が設置する薬事情報センターに対して予算の範囲内において補助金を交付するものとし、補助金の交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象事業及び経費）

第2条 この補助金の交付の対象となる事業は、一般及び医療関係者に対して医薬品等の効能効果、副作用、相互作用等の相談及び情報提供を目的とした事業とし、補助対象経費は別表1に定めるものとする。

（補助金額の算定方法）

第3条 この補助金の額は、別表1の第1欄に定める種目ごとに、次項に定める方法により算定した補助基本額の合計額に2分の1を乗じて得た額とする。

2 補助基本額は、別表1の第3欄に定める運営主体が支出した対象経費の実支出額（以下「実支出額」という。）とする。ただし、相談事業（人件費）については、別表1の第2欄に定める基準額と、実支出額を比較していずれか少ない方の額とする。

（補助金の交付申請）

第4条 薬剤師会は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（第1号様式）に当該年度事業計画書、収支予算書及び経費所要額調書を添えて知事に提出しなければならない。

（補助金の交付の条件）

第5条 規則第6条の規定による補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

1 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（次に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、事前に知事の承認を受けなければならない。

（1）事業に要する経費の配分については、各事業経費の間のいずれか少ない額の20%を超えない変更。

（2）事業の内容については、実施過程で生じた事情変更等によるもので、その内容が軽微であり、補助金額に変更を生じることなく、また事業目的に著しく影響を与えないもの。

- 2 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- 3 補助事業が予定の期間内に完了する見込のない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合には、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(補助金の交付)

第6条 補助金は、補助事業完了後交付するものとする。

(実績報告)

第7条 規則第12条に規定する実績報告書については、補助事業実績報告書(第2号様式)に当該年度事業報告書、収支決算書(見込書)及び経費所要額精算書を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による報告は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1ヶ月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに行うものとする。

(補助金の経理)

第8条 薬剤師会は、補助事業についての収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業の支出額については、証拠書類を整備し、関係帳簿とともに補助事業完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

別表 1

1 種目	2 基準額	3 対象経費
相談事業 (事業費)		報償費、旅費、需用費、役務費、 委託料、使用料及び賃借料、備品 購入費
相談事業 (人件費)	県で定める臨時職員(薬剤師) に係る経費(賃金、特別賃金、共 済費)を2で除して得た額	人件費 (啓発事業に係る人件費を含む)
啓発事業		報償費、旅費、需用費、役務費、 委託料、使用料及び賃借料、備品 購入費

平成 年 月 日

山梨県知事 殿

住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称及び代表者の氏名

印

補助金交付申請書

次のとおり、平成 年度薬事情報センター事業費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助事業の実施期間
- 4 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書（別紙1）
 - (3) 経費所要見込調書（別添1）

平成 年 月 日

山梨県知事 殿

住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称及び代表者の氏名

印

補助事業実績報告書

平成 年 月 日付け衛薬第 号で交付決定を受けた平成 年度薬事情報センター事業費補助事業が終了したので、関係書類を添えて次のとおり報告します。

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金の交付決定額 金 円
- 3 補助事業の実施期間
- 4 添付書類
 - (1) 事業報告書
 - (2) 収支決算書（見込書）（別紙1）
 - (3) 経費所要額精算書（別添2）